

# *Sound* in Body and Mind



サウンドハウスホール

---

【ご利用について】

# サウンドハウスホール

## 施設案内



名 称：サウンドハウスホール  
所 在 地：徳島県小松島市小松島町字新港 9-10  
電 話 番 号：0885-32-3565  
開館年月日：平成11年4月1日  
敷地面積：5,018.73 m<sup>2</sup>(保健センター部含む)  
建築面積：2,467.618 m<sup>2</sup>(保健センター部含む)  
建築延床面積：3,623.765 m<sup>2</sup>(保健センター部含む)  
構 造：地上2階、鉄筋コンクリート一部鉄骨造  
駐 車 場：サウンドハウスホール前第1駐車場53台  
第2駐車場154台(第2駐車場は他施設との共用となっているため、全数利用はできない場合があります。)

## 施設概要

◆ ホール 本格的な映像・音響設備が充実した多目的ホール。コンサートをはじめ、講演会、演劇、映画・ビデオ上映会などに利用可能です。



ホール

客 席：可動席 220 席 固定席 88 席  
母子室 6 席  
身障者専用車イス用スペース 6 席  
ス テ - ジ：間口 13.5m 高さ 7m 奥行き 8.9m  
舞 台 設 備：音響反射板 スクリーン  
昇降ステージ(舞台床前後2列の迫り構造)  
ピ ア ノ：スタインウェイピアノ C-227  
映 写 機：35/16mm兼用 35mm専用  
楽 屋：① 洋間【定員7名】シャワー・トイレ付  
② 洋間【定員16名】  
母 子 室：1室(2階)  
身障者専用室：1室(2階)



楽屋①

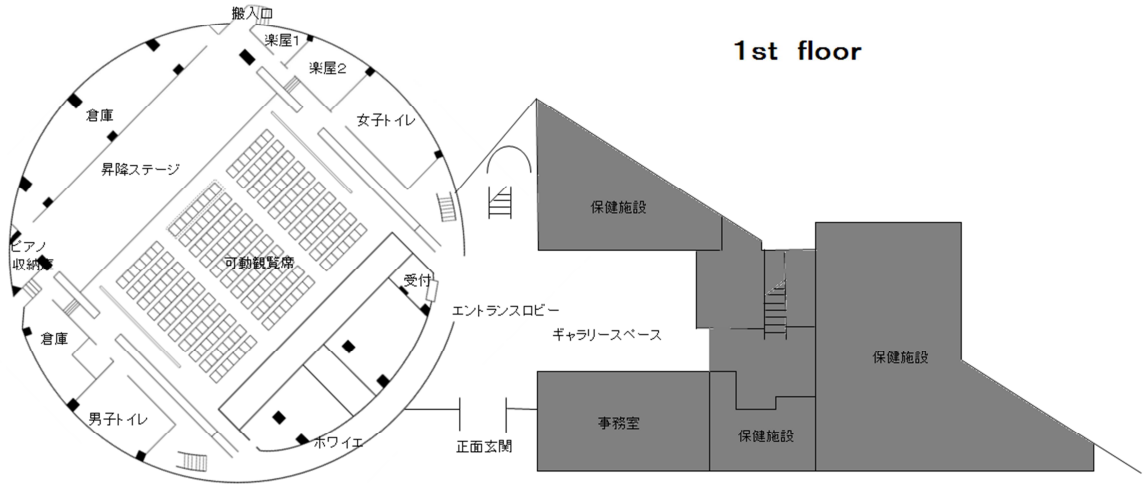


楽屋① シャワー・トイレ

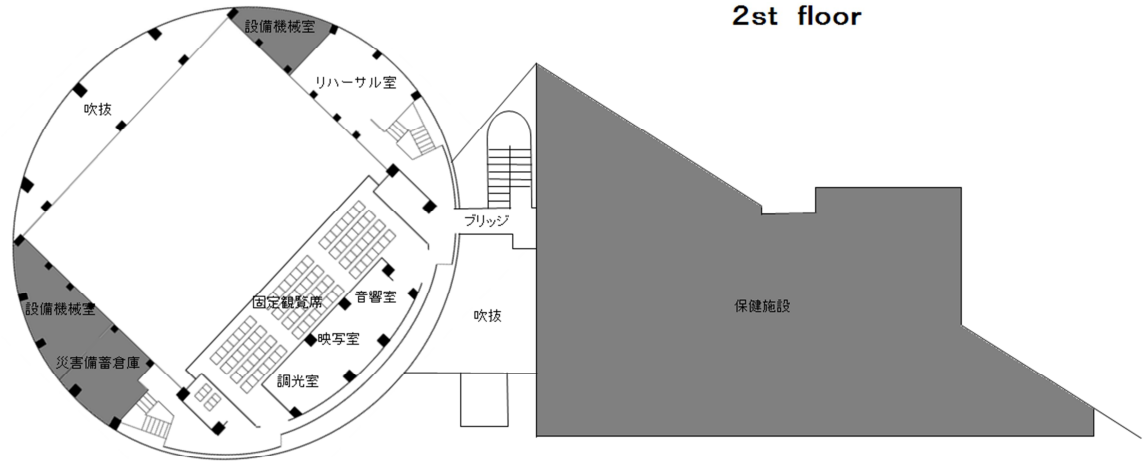


楽屋②

施設平面図

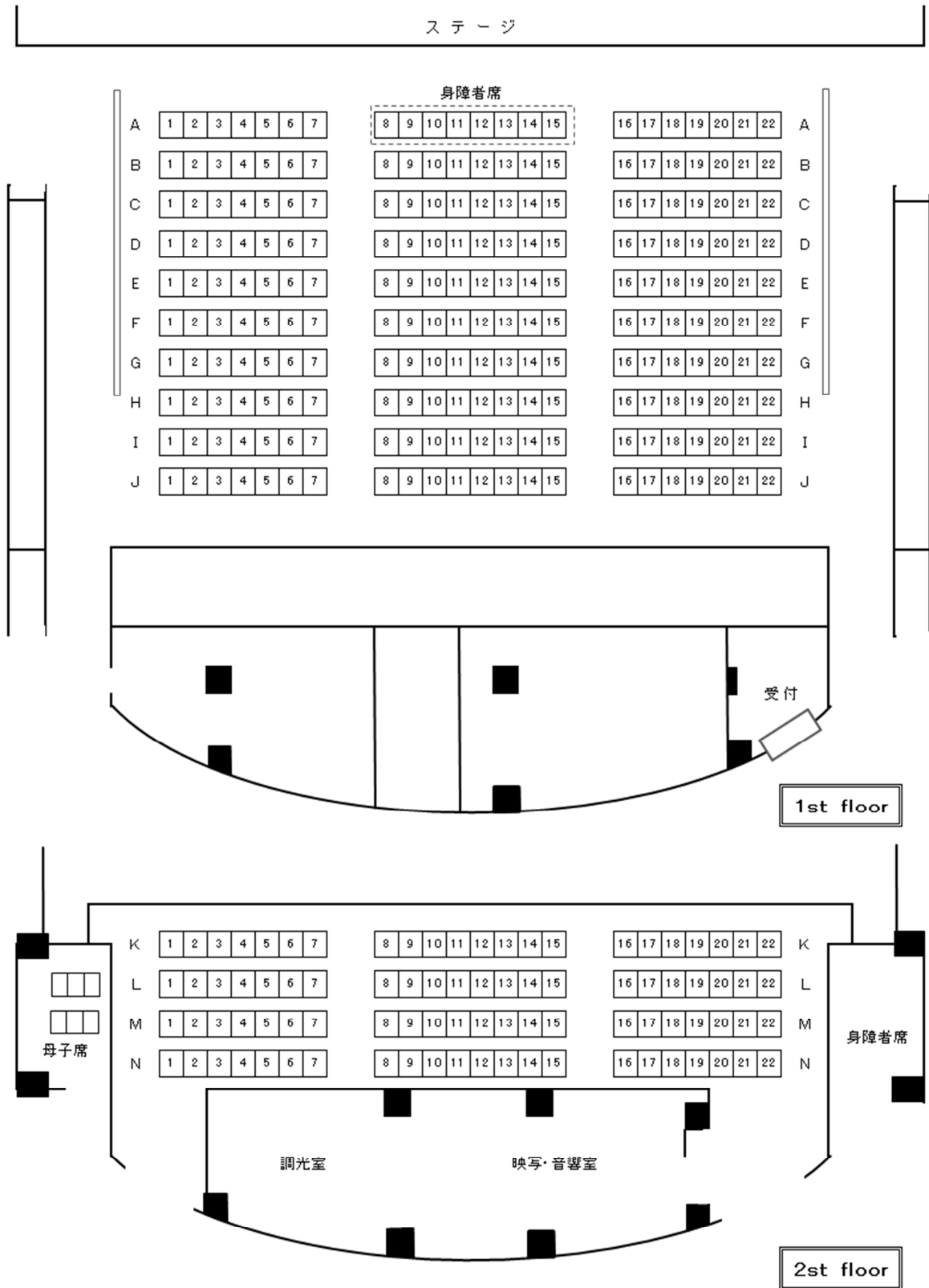


1st floor



2st floor

客席案内図



## 基本使用料

(料金単位:円)

区分		使用時間帯					
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
基本料金	平日	9,160	14,250	18,330	23,420	32,590	41,750
	舞台のみ利用	3,050	3,560	4,580	6,620	8,140	11,200
	土・日・休日	11,910	18,530	23,830	30,450	42,370	54,280
	舞台のみ利用	3,970	4,680	6,000	8,650	10,690	14,660
リハーサル室		1,010	1,220	1,520	2,240	2,750	3,760
音響・照明器具等		規則で定める額					

※入場料又はこれに類するものを徴収する場合の基本料金への加算割合

入場料	加算割合
1,000円以下の場合	3割
1,000円を超え3,000円以下の場合	5割
3,000円を超える場合	7割

※利用時間の延長による1時間あたりの使用料

区分		使用時間帯			
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	22時以降
基本料金	平日	3,050	3,560	4,580	4,580
	舞台のみ利用	1,010	1,060	1,220	1,220
	土・日・休日	3,970	4,680	6,000	6,000
	舞台のみ利用	1,320	1,370	1,520	1,520
リハーサル室		300	350	400	400

※補足説明及び備考

- この表に規定する額(以下「基本料金」という。)の算定の対象となる利用時間は、専ら利用者の本来の利用目的に利用する時間の他、その準備及び片付けに要する時間を含みます。
- 基本料金によって利用できる施設は、舞台、観客席及び楽屋とします。
- 当施設を本市住民以外の者が利用する場合の使用料は、基本料金の3割に相当する額を基本料金に加算した額とします。
- 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料は、上記の表に掲げる割合に相当する額を基本料金に加算した額とします。
- 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収しないで、営利の目的に利用する場合の使用料は、基本料金の3割に相当する額を基本料金に加算した額とします。
- 上記3～5の加算額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- 開催日前日の練習又は準備のための使用料は、基本料金の5割に相当する額とします。ただし舞台のみ使用の場合は除きます。
- 冷暖房を利用する場合は、右の表に掲げる額を徴収します。

区 分	1時間あたりの額
ホール	2,800
ホール(舞台のみ)	1,680
リハーサル室	560

- 上記の表で「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を行い、「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日を行います。

音響・照明器具等使用料

(料金単位:円)

分類	名称	単位	料金	分類	名称	単位	料金
舞台付属設備及び器具	指揮者台	台	200	照明付属設備及び器具	ロア-ホリゾンライト	列	810
	指揮者用譜面台	台	200		アッパー-ホリゾンライト	列	810
	演台	台	500		ピンスポットライト	台	1,010
	譜面台	台	50		サスペンションライト①	列	710
	司会者台	台	250		サスペンションライト②	列	710
	金屏風	双	1,320		ボ-ダ-ライト	列	710
	プログラムスタンド	台	200		グリットライト	列	810
	緋毛せん	枚	200		調光装置	式	2,030
その他付属設備及び器具	35 mm 16 mm 映写機	台	4,580	音響付属設備及び器具	ダイナミックマイクロホン	本	500
	35 mm 映写機	台	4,070		ワイヤレスマイク	本	810
	スクリーン (大)	枚	500		カセットテープレコーダー	台	400
	スクリーン (小)	枚	300		C D デッキ	台	400
	ピアノ (外国産)	台	6,110		音響機器装置	台	4,280
	ピアノ (国産)	台	1,520		ステージスピーカー	台	500
	持込器具電源使用料	1kw	200				
	反射板 (天井音響反射板)	式	7,130				
	反射板 (移動音響反射板)	式	7,130				
	トランシーバー	台	200				
	舞台機構操作卓	卓	300				
	長机	台	0				
	椅子	脚	0				

備考

1. 上記の使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時までの各利用時間区分に1回の利用として計算するものとする。舞台付属設備及び器具、ピアノ(国産・外国)、長机並びに椅子については、1日を通じて1回の利用として計算するものとする。
2. 備考1に定める利用時間区分に連続するその前後の時間においても器具等を利用するときは、1時間ごとに、1回あたりの使用料に100分の25を乗じて得た額を加算するものとする。
3. この表に定めのない器具の使用料については、その都度定める。
4. 備付けの器具等があるにもかかわらず、利用者が持ち込みで使用する時は、上記使用料の5割に相当する額を徴収する。
5. 上記2及び4の計算により得た額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

## ご利用について

### 受 付

- (1) ご利用いただける日  
ご利用いただける日は、休館日を除いた日です。  
休館日:毎週火曜日(休日の場合はその翌日)、年末年始の市役所閉庁日  
また、原則として連続5日を越える使用の申し込みはできません。
- (2) ご利用いただける時間  
午前9時から午後10時までです。(準備、片付けの時間を含みます。)

### お申し込みの手続き

- (1) 利用申し込みができる日  
ホール:ご利用日の1年前の月の初日から20日前まで  
リハ-サル室のみ:ご利用日の30日前から10日前まで
- (2) 「利用許可申請書」の提出  
平日は午前8時30分から午後5時15分までの間に申請者が直接ご来館の上、お申し込みください。基本使用料は前納となりますので、申し込みの際は使用料(現金)をご用意ください。
- (3) 記入にあたっての注意事項
  - ◆ 使用時間には準備・片付けの時間を含んでいますので、ご注意ください。
  - ◆ 催し物の名称及び内容は、正確にご記入ください。
  - ◆ 入場料金の設定は、基本料金に関係しますので、正確にご記入ください。
  - ◆ 打ち合わせなどのために必要ですので、事前に利用責任者を決めておいてください。

### ご利用当日までに

- (1) 事前の打ち合わせ  
少なくとも利用予定日の7日前までに、舞台・音響・照明・災害時の対応等について打ち合わせを行ってください。
- (2) 関係機関などへの届け出  
催し物の内容によって、次の関係機関への届け出が必要です。
  - ◆ 徳島税務署
  - ◆ 小松島市消防署
  - ◆ 小松島警察署
  - ◆ 日本音楽著作権協会
  - ◆ 徳島保健所

### ご利用当日は

- (1) 当日、来館されたら直ちに事務所にて係員の指示を受けてください。
- (2) 場内・場外の整理及び管理は主催者(現場責任者)で責任を持って行ってください。
- (3) ポスター類は所定位置以外には許可なく貼らないでください。
- (4) ご利用終了後は、直ちに設備・器具を撤去(返却)し、原状に回復して係員の点検を受けてください。
- (5) 発生したゴミ類はお持ち帰りください。
- (6) 利用時間をお守りください。

### 使用料金のお支払い

- (1) 基本使用料は前納となります。
- (2) 附属設備の使用料は精算払いとなりますので、ご利用後速やかにお支払いください。

ご利用内容の変更

- (1) ご利用の取り止め、変更がある場合には、直ちに「変更・取消申請書」を提出してください。(その際、お渡しした利用許可書を添付してください。)
- (2) 納められた使用料は、使用者の都合により取り止めた場合には、お返できませんので、ご注意ください。

ただし、条例に定める事由に該当し、これが承認された場合には、次の表のとおり使用料の全額又は一部をお返しいたします。

区 分	使用料に対する割合
使用者の責めに帰し得ない事由により使用できなくなったとき	100 %
使用開始日の3か月前までに使用の取り消しを申請し、市長が相当の理由があると認めたとき	90 %
使用開始日の2か月前までに使用の取り消しを申請し、市長が相当の理由があると認めたとき	80 %
使用開始日の30日前までに使用の取り消しを申請し、市長が相当の理由があると認めたとき	70 %
使用開始日の15日前までに使用の取り消しを申請し、市長が相当の理由があると認めたとき	60 %
使用開始日の5日前までに使用の取り消しを申請し、市長が相当の理由があると認めたとき	50 %
使用開始日の前日までに使用の取り消しを申請し、市長が相当の理由があると認めたとき	10 %

禁止されている行為

ホールの安全・清潔を保持するため、次の行為は禁止されています。

- ① げたばきでの入場。
- ② ホール内(ホワイエを含む)での飲食。敷地内での喫煙。
- ③ 所定場所以外での、たん・つばの吐沫やゴミその他の汚物の置き捨て。
- ④ 客席を揺するなどの他人の迷惑となるような行為。
- ⑤ 所定場所以外への立ち入り。
- ⑥ その他、係員の指示に反する行為。

利用許可の取り消し  
公演の中止等

「小松島市多目的ホール条例」及び「同施行規則」に反した場合、承諾を与えられない場合があります。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるとき。
- ② 設備類の破損等、管理上支障があると認められるとき。
- ③ 暴力的不法行為を行う恐れのある組織の利益になると認められるとき。
- ④ その他、公益上又は管理上支障があると認められるとき。



## 主要交通アクセス

### 【J R】(徳島駅からJ R乗車約 20 分、徒歩約 10 分)

- 徳島駅よりJ R牟岐線・南小松島駅下車、徒歩約 10 分。  
南小松島駅前より徒歩で北へ直進、突き当たりのT字路を右折、左前方に見える八千代橋を渡り終えた直後の交差点右側の建物となります。

### 【徳島バス】(徳島駅から約 30 分)

- 徳島駅より橘線(日赤前経由)・日赤病院前下車。徒歩約 8 分。
- 徳島駅より勝浦線(日赤前経由)・日赤病院前下車。徒歩約 8 分。

### 【自動車】(徳島駅から約 25 分)

- 国道 55 号バイパス経由  
徳島方面より国道 55 号バイパスを南進、県道 33 号線と交わる日開野町交差点を左折し、東へ直進、踏切を越えた直後の小松島市役所前交差点を左折し、八千代橋を渡り終えた交差点右側の建物となります。
- 旧国道 55 号(津田・論田方面)経由  
徳島方面より旧国道 55 号を小松島方面へ南進、津田～論田～大原～中田を通過し、小松島港方面へ直進、金長たぬき郵便局を越えた直後の信号を右折し、1 つ目の交差点(八千代橋手前の信号)左手前の建物となります。

## 周辺地図

〒773-0001 徳島県小松島市小松島町字新港 9-10



# サウンドハウスホール

〒773-0001

小松島市小松島町字新港 9-10

TEL:0885-32-3565

(2023年7月作成)